



469号  
 〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2 日港  
 福会館 5階  
 Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622  
 メール roren@kensu.jp  
 ホームページ http://www.kensu.jp/  
 全国検数労働組合連合  
 書記局



## 2月5日(木)10:00~11:00 第1回 検数労連15春闘交渉 15春闘スタート! 両協会に要求書提出 大幅賃上げで従業員の暮らしの安定と職場の活性化を!

### 要求書(抜粋)

- 賃金引上げについて
  - 基本給については、下記の基準にもとづいて引き上げること。
    - 一律 20,000円
    - 職員以外の従業員および休職者も同じ扱いとすること。
    - 性別、身分、地域による差別および協会査定は一切行わないこと。
    - 病欠・通災による定期昇給の減額については、翌年の賃金改定時に復元すること。
- 労働時間短縮について
  - 労基法にもとづく週40時間制については、全国・全事業所を対象に実施すること。実施にあたっては休日増を基本にすること。
  - 5・9産別協定の完全実施にむけ、下記の項目を到達させること。
    - 土曜就労者に対しては、割増賃金を支給すること。
    - 時間外労働および休日労働の割増賃金は、産別協定にもとづき改定すること。
    - 時間外上限規制については、産別確認にもとづき「36協定」を全事業所で締結すること。
    - 長時間労働の解消については、各地区に時短小委員会(仮称)等を設置し、長時間労働の解消をはかること。
- 港湾産別協定の履行について
  - 14産別春闘協定の完全実施に向け、下記の項目を到達させること。
    - 週休2日制を2020年までに完全実施させること。
    - 時間外分母を6大港船内沿岸に合わせるべく1年1時間減を目途に2025年までに実現させること。
    - 65才定年制を2025年までに実施させること。
- 全国港湾・地域港湾の2025年春闘要求に誠意ある回答を行ない、実施すること。
- 地域および企業別(中央・地域)要求にたいして、誠意を持って回答すること。
- 従業員の生活防衛と労働基本を擁護し平和な日本を守る立場から、下記の項目について反対すること。
  - TPPへの参加、消費税増税の実施、社会保障の改悪について。
  - 労働者の権利をないがしろにする労働法制の改悪について。
  - 憲法の改悪について。

以上

2月5日(木)第1回 検数労連15春闘交渉で組合は両協会に対し、15春闘要求書を提出しました。

15春闘のスタートにあたり組合は1月29日・30日の2日間で15春闘の要求書を確立した。

15春闘では、消費者物

価を上回る賃上げ、収益の適正な配分はもちろんのこと、従業員のモチベーションアップや技術・技能の継承、検数の将来的課題などを総合的に協議し、労使共通認識をはかっていく15春闘にした。

また、両協会には産別

での14春闘協定履行、賃金においては生計費原則に沿った賃上げを求めて行くことと主張したうえで、左記の要求書を提出しました。

両協会は、要求を持ち帰り検討するとして、第1回 検数労連15春闘交渉を終了した。

## 次回交渉

## 第2回春闘交渉

2月24日(火)

10:00~

基礎数字、長時間労働、職場懇談会申し入れ等

## 生計費原則とは?

生計費原則とは、賃金が衣食住や本人・家族の健康維持だけでなく、子育て、教育・教養、文化、娯楽などで、日常生活に必要な費用を保障するもので、なくてはならないという原則です。

私たち労働者は「労働力」を両協会に売り、賃金を受け取って生活しています。しかし、私たち労働者は人間ですから毎日の労働で消耗した精神的・肉体的エネルギーを常に補い、回復しなければなりません。栄養のある食事をとり、季節にあった服を着て、夜は家で眠るといって健康を維持できる生活をしなければなりません。

また、家族を養う生活手段や、職業能力の維持・開発をするためにも費用が必要です。賃金はこの「生計費」を保障するものでなくてははいけません。言うのが「賃金の生計費原則」です。

賃金は、労働力の再生産に不可欠な費用であり、検数労連は15春闘で生計費原則に沿った賃上げを要求して来たかかります。